

# 平成31年度京都市自然環境現況基礎調査等業務 委託仕様書

## 1 業務名

「平成31年度京都市自然環境現況基礎調査等業務」

## 2 業務の目的及び概要

本市では、平成26年3月に京都市生物多様性プラン（以下「プラン」という。）を策定し、生物多様性保全に資する取組を進めているが、プランは平成32年度をもって計画期間が満了となる。

そのため、次期プランの策定に向けて、市内の生物多様性に関する基礎的な情報の把握が不可欠であり、過去のデータを活用するとともに、次の調査を実施する。

### (1) 農耕地における自然環境調査

これまでに市内の生物多様性保全上重要な場所（以下「ホットスポット」という。）における自然環境の現況を市民活動団体等の協力を得て、把握しているところであるが、農耕地における調査データが不足しているため、農耕地における自然環境調査を実施する。

### (2) 広域的な自然環境調査

これまではホットスポットにおける自然環境調査が主であったが、市内全域の自然環境の現況を把握するため、新たに特定の生物種を指標として広域的な自然環境調査を実施する。実施に当たっては、広く市民が参加する調査方法とし、調査への参加を通じて、市民に身近な地域の自然や生物への関心を高めていただくことも目的とする。

### (3) 生物多様性保全に係る基礎資料の作成等

次期プランの策定に向けて検討を進める、京都市環境審議会生物多様性保全検討部会（以下「部会」という。）での議論に必要な情報収集及び資料作成を行う。

## 3 委託業務の内容

### (1) 農耕地における自然環境調査の実施

以下の内容で市内の農耕地について現地調査を行う。調査方法の詳細は、本市と協議し決定することとし、調査範囲や調査時期の選定に当たっては、過去の調査結果（下記6(4)参照）を参考に、経年変化等を評価できるよう配慮する。

調査地点：北部農耕地（大原）、南部農耕地（巨椋）、西部農耕地（北嵯峨）

調査時期：各地点において秋季

調査項目と調査方法：下表のとおり

項 目	調 査 方 法
植生	調査範囲に分布する主要な植生タイプを記録する。
植物相	調査範囲を踏査し、植生タイプごとに主要な構成種を記録する。
両生類・爬虫類・哺乳類	調査範囲を踏査し、主要な確認種及びその確認環境を記録する。
鳥類	
昆虫類	
水生生物	調査範囲内の水環境を踏査し、主要な確認種及びその確認環境を記録する。

(2) 広域的な自然環境調査に係る補助

調査対象種の見分け方，見つけ方，生態等を簡単にまとめた手引き（印刷用版下）を作成する。

<p>&lt;参考：広域的な自然環境調査の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査対象種：ツバメ，ハグロトンボ，カワセミの3種</li> <li>・ 調査範囲：市内全域</li> <li>・ 調査時期：5月頃からを予定</li> <li>・ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 見つける 対象種の見分け方等を記載した簡単な手引きを作成し，広く市民に協力を呼びかけ，調査をしてもらう。</li> <li>② 報告する 対象種を見つけた市民に，本市が運営する生物多様性ポータルサイト「<a href="#">京・生きものミュージアム</a>」内のコンテンツ「<a href="#">生きもの発見報告</a>」に写真を投稿してもらう（これにより難しいときは，書面等，その他適切な方法を協議する）。</li> <li>③ 取りまとめる 調査対象種ごとの調査結果を分かり易くとりまとめる。</li> </ul> </li> </ul>
--

(3) 生物多様性保全に係る基礎資料の作成等

次期プランの策定に当たっては，部会において検討を進める。そのため，文献や他都市の事例調査など，部会での議論に必要な情報収集及び資料作成を行う。

また，必要に応じて(1)の調査状況について説明するとともに，部会の議論を理解し，資料作成等に反映させる必要があることから，部会には必ず出席し，合わせて議事録を作成することとする。

なお，平成31年度の部会は，年4回，各回約2時間，場所は京都市役所周辺の会議室で開催する予定である。

#### 4 成果物の提出

委託業務の実施結果を報告書として取りまとめ、委託期間内に提出すること。併せて、報告書の電子データ（編集可能な形式を含む。）をCD-R等の電子媒体に収録し、提出すること。

- (1) 報告書：3部
- (2) 本業務の報告書及び報告書の作成に要したデータ一式を記録した電子媒体：1枚

#### 5 業務委託期間

契約締結の日から平成32年3月23日（月）まで

#### 6 その他留意事項

- (1) 業務の進行にあたっては、常に本市と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 協議を行った際は、簡易な内容の場合を除き、協議結果の概要を記した書面をその都度作成し、速やかに本市に提出すること。
- (3) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等一切の権利は、全て本市に帰属する。
- (4) 受託者は、業務着手前に本仕様書及び次の過去の調査報告書を十分精査すること。過去の調査報告書については、環境管理課にて閲覧、又は貸出しが可能である。このときに発生した疑義については、初回の打合せの際に本市と協議のうえ、解決するものとする。
  - ・ 平成23年度 身近な自然度調査事業文献調査等委託業務報告書
  - ・ 平成24年度 京都市生物多様性保全基礎調査業務報告書
  - ・ 平成26年度 京都市自然環境現況基礎調査委託報告書
- (5) 本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、本市と協議のうえ、解決するものとする。ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、本市の判断によるものとする。
- (6) 本業務の成果物である電子データの提出に際しては、PDF形式及び作成に用いた全てのファイル形式（WORD、EXCEL、イラストレータ、jpegデータ等）について、電子媒体（CD-R）に収録すること。
- (7) 本市が提供した資料及びデータ等については、一切他への流用を禁止する。また、受託候補者の選定が終了した時点又は本業務が終了した時点で、電子媒体は速やかに返却し、電子媒体を用いて作成した中間生成物のデータ等についても、速やかに抹消すること。